

写真の著作物の保護範囲 ―異なる表現形式での利用における侵害
の成否を中心に―

The Scope of Protection of Photographic Works: Focused on Use in
Different Form of Expression

学籍番号：201521646

氏名：吉田貴紀

Takanori YOSHIDA

イラスト等の作品を制作する際に写真を参考にすることは広く行われているが、特定の写真を参考に作成した作品がその写真に過度に類似していれば元の写真の著作権を侵害するおそれがある。本稿では、従来の学説や裁判例を踏まえて写真の創作性の判断基準を再検討した上で、写真とは異なる表現形式、特に絵という形式で写真を利用する場合を念頭に置いて侵害の成否の判断基準を考察した。

写真の創作性判断において、創作性が認められるか学説・裁判例上見解が分かれる被写体の決定については、被写体の単なる選択には創作性が認められないが配置・作成には創作性が認められうると考えることで整合的な理解が可能である。また個々の写真においてどの要素に創作性があるかの判断基準としては、ある表現の独占を認めても他者に創作の余地が残されるかという「表現の選択の幅」の概念を用いることで、従来の学説や裁判例の判断を踏襲しつつ、より統一かつ予測可能性の高い判断が可能になると考えられる。

侵害の成否の判断においては、創作性の有無のみならず高低も考慮し、創作性が高いほど保護が及ぶ範囲が広くなるとすることが妥当である。また、被写体に手を加えず実在する事物をそのまま撮影した写真に関しては、シャッターチャンス以外の表現要素の創作性はさほど高くなく、異なる表現形式での利用にまでは保護が及ばない可能性が高いという結論に至った。シャッターチャンスは時間の経過によって変化する要素の特定の一瞬を選択したことで得られる表現であり、全く同じ表現を後日得ることはできないため、表現の独占を認めても後続者の表現に与える制約は少なく、強い保護が与えられると考えられる。これに対し、構図や画面の色合い、陰影といった表現要素は被写体自体の色や形、立地条件等による制約を伴うため表現の選択の幅が狭く、保護が及ぶ範囲も元の写真の表現を極めて忠実に再現したような場合にほぼ限られると考えるべきであろう。したがって、写真を基に絵を描く場合は、写真に写ったもののうち時間経過により変化する要素を絵に再現するのを避けることで、著作権侵害を回避できる可能性が高いと考えられる。

研究指導教員：村井 麻衣子

副研究指導教員：呑海 沙織